**○条例案**

| 番号 | 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 |
| --- | --- | --- |
| １ | 職員の育児休業等に関する条例一部改正の件 | 国家公務員について、非常勤職員の育児休業等の取得要件のうち１年以上の在職期間の要件が廃止されること等を踏まえ、条例において同趣旨の改正を行う。  　　　　施行日：令和４年４月１日 |
| ２ | 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件 | 国家公務員について、不妊治療のための有給の特別休暇が新設されたことを踏まえ、無給の不妊治療休暇に係る規定を削除する。  　　　　施行日：令和４年４月１日 |
| ３ | 職員の管理職手当の特例に関する条例一部改正の件 | 財政状況を踏まえ、職員の管理職手当の時限的減額を行う特例期間の終期を令和４年３月３１日から令和５年３月３１日に延長する。  　　　　施行日：令和４年４月１日 |
| ４ | 知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例一部改正の件 | 財政状況を踏まえ、知事、副知事等の給料及び期末手当の時限的減額を行う特例期間の終期を令和４年３月３１日から令和５年３月３１日に延長する。  　　　　施行日：令和４年４月１日 |
| ５ | 大阪府職員定数条例一部改正の件 | 府立高等学校の改革のための体制の整備、令和４年度当初の大阪市立高等学校等の移管等を踏まえ、一般行政部門の職員定数を改定する。  　・教育庁　〔改正前〕　　７００人  　　　　　　〔改正後〕　　７５０人  　　　　施行日：令和４年４月１日 |
| ６ | 府吏員退隠料等条例等一部改正の件 | 民法の改正により、婚姻による成年擬制に係る規定が削除されたことにより、規定の整備を行う。  　　　　施行日：令和４年４月１日 |
| ７ | 大阪府立学校条例一部改正の件 | １　府立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減に伴い、府立学校の職員の定数を改定する。  ・中学校　〔改正前〕　　　　　　２２人  　　　　　　　　〔改正後〕　　　　　　３７人  ・高等学校　〔改正前〕　　　８，６９７人  　　　　　　　　〔改正後〕　　　９，６９９人  ・特別支援学校　〔改正前〕　　　５，４８９人  　　　　　　　　〔改正後〕　　　５，５１３人  ２　大阪府立南高等学校及び大阪府立西高等学校の移転により、これらの位置を「大阪市中央区谷町六丁目」及び「大阪市西区北堀江四丁目」から「大阪市北区松ヶ枝町」に改正する。  　　　　施行日：令和４年４月１日  ３　大阪府立茨田高等学校、大阪府立島本高等学校及び大阪府立泉鳥取高等学校を廃止する。  　　　　施行日：規則で定める日 |
| ８ | 府費負担教職員定数条例一部改正の件 | 市町村立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減並びに国の定数改善等に伴い、府費負担教職員の定数を改定する。  ・小学校　〔改正前〕　１７，７０１人  　　　　　　　　　〔改正後〕　１７，８０７人  ・中学校　〔改正前〕　１０，１８７人  　　　　　　　　　〔改正後〕　１０，２６７人  ・高等学校　〔改正前〕　　　　　１４人  　　　　　　　　　〔改正後〕　　　　　１４人  　　　　施行日：令和３年４月１日 |
| ９ | 大阪府立臨海スポーツセンター条例等一部改正の件 | 大阪府立臨海スポーツセンター、大阪府立体育会館及び大阪府立門真スポーツセンターにおいて、これらの利用に係る催しについて、インターネットの利用等により入場させずに観覧等をさせることの対価を徴収する場合の利用料金の上限額を改正する。  施行日：令和４年４月１日  〔関係条例〕  ・大阪府立臨海スポーツセンター条例  ・大阪府立体育会館条例  ・大阪府立門真スポーツセンター条例 |